

業強化
建設業
の経営
地域

融資1カ月で119件

制度浸透 さらに増加も

国土交通省は、11月4日から運用を始めた「地域建設業経営強化融資制度」について、8日までの融資状況をまとめた。融資実績（下請セーフティーネット債務保証を含む）は119件で、総額は14億9000万円だった。昨年の下請セーフティーネット債務保証での11月の融資実績は88件で、地域建設業経営強化融資保有する請負代金債権を事業

協同組合が民間事業者に譲渡し、譲渡した工事の出来高の範囲内で、建設業振興基金が債務保証した上で金融機関から転貸融資を受ける。さらに、出来高を超える部分は、保証事業会社の債務保証で金融機関から直接融資を受けられる仕組み。既存の下請セーフティーネット債務保証で融資できなかつた民間事業者による

れまで事業協同組合がないなどの理由で下請セーフティーネット債務保証を活用できなかった地域でも融資を実行している。出来高を超える部分での融資の商談も進んでいる案件があり、今後「融資が実行される案件も出てくるだろう」（総合政策局建設業課）としている。

新制度を実行するために必要となる発注者による債権譲渡の承認は、47都道府県のうち32自治体が承認しており、13自治体は債権譲渡を認める要項の制定手続きに入っている。8日時点で債権譲渡を認める意向を示していないのは、東京都と京都府。

融資に当たっては、事業協同組合や民間事業者が実施する出来高査定作業について1件当たり10万円、事務費2万円を政府が補助する。10月28日に成立した第1次補正予算で実行される補助で、下請セーフティーネット債務保証では建設会社の負担となっていた出来高査定や事務費の負担軽減につながる。補助は年内にも実行する予定だが、既に

転貸融資や出来高を超える部分での融資が可能となっている。

8日までに融資した119件は、すべて出来高の範囲内となっている。このうち、新制度で拡充された民間事業者による転貸融資は4件で、こ